

各位

株式会社 USEN

商品割賦販売契約約款改定実施のお知らせ

平素は弊社サービスをご愛顧いただき厚く御礼を申し上げます。

この度、商品割賦販売契約につきまして、2024年7月1日付けで以下の通り約款変更を実施いたしますのでお知らせ申し上げます。

弊社では今後もよりよいサービスをご提供できるよう精一杯努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■変更後約款適用日

2024年7月1日

■対象約款

商品割賦販売契約約款

■主な約款変更内容

- 第1条（約款の適用）の軽微な修正
- 第16条（期限の利益喪失等）の条項追加

詳細は以下をご確認ください。

新旧対照表

商品割賦販売契約約款

改定前（2024/3/19）	改定後（2024/7/1）
第1条（約款の適用） 1. 株式会社 USEN（以下、「当社」といいます。）は、当社が販売する設備機器等（以下「本件物品」といいます。）の販売にあたり、本割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより本契約の契約者（以下「契約者」といいます。）と本件物品の割賦販売に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。	第1条（約款の適用） 1. 株式会社 USEN（以下、「当社」といいます。）は、当社が販売する設備機器等（以下「本件物品」といいます。）の販売にあたり、本割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、 <u>これにより本件物品の割賦販売に係る契約（以下「本契約」といいます。）の契約者（以下「契約者」といいます。）と本契約を締結します。</u>
第16条（期限の利益喪失等） 1. 契約者において、以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に契約者は本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければなりません。 (1) 割賦金の支払を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、期間内に支払わないとき。ただし、支払期間が2カ月を超えない支払方法の場合（以下「翌月1回払い」という。）及び据置1回払いの場合を除く。 (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。 (3) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。 (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき。 (5) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。 (6) 本約款第18条により、当社が本契約を解除したとき。	第16条（期限の利益喪失等） 1. 契約者において、以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に契約者は本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければなりません。 (1) 割賦金の支払を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、期間内に支払わないとき。ただし、支払期間が2カ月を超えない支払方法の場合（以下「翌月1回払い」という。）及び据置1回払いの場合を除く。 <u>(2) 契約者による本件物品の購入が、契約者にとって営業のためのものである等、割賦販売法第35条の3の6第2項に該当する場合は、契約者が割賦金の支払いを1回でも遅延し、当社から期限の利益を喪失させる旨の通知書面が発送されたとき。</u> (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。 (4) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。 (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき。 (6) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。 (7) 本約款第18条により、当社が本契約を解除したとき。

以上